

令和元年台風第19号による災害に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料の免除について

石巻市教育委員会

1 入学者選抜手数料の免除

台風第19号により、被災した生徒の令和元年度中に実施される入学者選抜手数料が免除となります。

2 免除の対象となる方

台風第19号により、以下のいずれかに該当することとなった方及びその方と生計を一にし、生活の基盤を確保できないため生活が困難になった方が免除の対象となります。

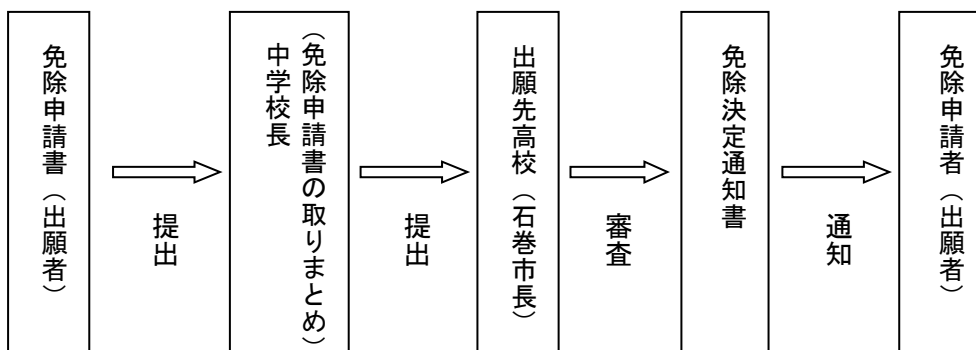
- ・住居の全壊又は半壊
- ・住居の流失
- ・世帯の収入の著しい減少

3 免除の手続き

免除申請書（別記様式）に、上記に該当することを確認できる書類（次表のとおり）を添えて、出願する学校長に、入学願書出願時に提出してください。

免除申請の理由	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・住居の全壊又は半壊 ・住居の流失 	罹災証明書（コピー可）
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の収入の著しい減少 <p>※著しい減少とは、主たる生計維持者の死亡・長期入院・失業（営業廃止）・行方不明等により、世帯の収入が、被災前の年収（平成30年分）のおおむね2分の1以下に減少した場合（減少する見込みの場合）をいいます。 （3割以上の減収となっている場合、おおむね2分の1以下に減少したものとみなします。）</p>	収入減を確認できる書類及び被災したことが確認できる書類（コピー可） <ol style="list-style-type: none"> 収入減を確認できる書類（収入のある世帯員分） <ol style="list-style-type: none"> 市町村で発行している平成30年分の所得（課税）証明書 被災したことが確認できる書類 <ol style="list-style-type: none"> 収入のあった世帯員が死亡、行方不明の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（抄本）、死亡診断書のいずれか 収入のあった世帯員が長期入院の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の入院にかかる診断書 収入のあった世帯員が失業した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の被災証明書、雇用保険被保険者離職票等のいずれか 収入のあった世帯員が自営業の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・自営店舗等の被災が確認できる書類（被災証明書等）

入学者選抜手数料免除申請フローチャート



免除申請書は、石巻市教育委員会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20101500/0002/20131011165346.html>

4 その他

「台風第19号の被災に伴う入学者選抜手数料の免除」と「東日本大震災の被災に伴う入学者選抜手数料の免除」（石巻市教育委員会ホームページ参照）の両方に該当する方は、「東日本大震災の被災に伴う入学者選抜手数料の免除」で申請してください。

◎ くわしくは石巻市立桜坂高等学校の事務室又は石巻市教育委員会学校教育課へお問い合わせください。